

みんなで支え合う

国民健康保険



古い受給者証は
役場に返却してね

70歳〜74歳の方へ 新しい高齢受給者証を 送付しました

高齢受給者証は、70歳から74歳までの方にお渡ししています。

該当する被保険者の方へ8月1日からご使用いただく新しい高齢受給者証(つすだいだい色)を簡易書留でお送りしました。(水色の高齢受給者証は、有効期限が7月31日で切れています)

高齢受給者証が届いたら、次のことを確認してください。

- ・住所や氏名などの誤りはありませんか。
- ・75歳の誕生日を迎えられているのに、高齢受給者証が送られてきていませんか。

○誤りがあれば下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

高齢受給者証の使い方

お医者さんにかかるときは、国民保の「被保険者証」と、交付された「高齢受給者証」の2つを忘れずに提示してください。

かかった費用の1割、現役並み所得者(※)は3割を払うことで医療を受けることができます。

なお、現役並み所得者以外の方については、法律上では2割負担となりますが、国の特例措置の継続により平成25年3月31日までは1割負担となっております。

※同一世帯に平成23年中の住民税課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方。

限度額適用認定証等の 更新受付を行っています

医療機関への支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」や自己負担限度額と入院中の食事代が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を対象の方に交付しています。

これらの認定証の有効期限は7月31日となっておりますので、8月以降も引き続き認定証を必要とされる場合は、事前に郵送した申請書を下記へ提出してください。なお、申請は同じ世帯の代理の方または郵送でも行うことができます。单身世帯などの理由で別の世帯の方が申請を行う場合は、事前に「相談ください」。

◆問い合わせ・提出先 住民課 保険年金担当 ☎ ⑤2 6571 有線⑤ 7784

綿向雑感

日野町長 藤澤直広

夏雲が綿向山の頂にぼっかり浮かんでいます。町長室から観る姿は雄大で頼もしく、励まされます。町長に就任し8年

が経過しました。日野町は、もともと自治の気風のある町です。だからこそ、合併問題を契機にして町に対する思いが深まりました。日野町が日野町として確かな歩みを進められることは素晴らしいことです。「自分たちの町のことは自分たちで考え行動する」という自治の意識が大きく広がっています。「住民が声をあげれば役場が応える」。役場と住民の顔が見える関係、住民同士の顔が見える関係をいかした住民が主役のまちづくり、住民とともに歩む町政をさらに発展させてゆきたいと思えます。

今、国政は大変混乱しています。「社会保障と税の一体改革」の名による消費税増税や社会保障制度の「後退」、原子力発電所の再稼働など国民の思いとかけ離れています。また、高校や大学を卒業しても正規職員になれない深刻な雇用不安があります。3年前の「政権交代」(チェンジ)は何だったのかという思いがあります。住民の暮らしや営業が大変な時だからこそ、本来、政治や行政がしっかりとしなければなりません。公務員は、戦前は、天皇に仕える吏員でしたが、戦後の日本国憲法では、国民に奉仕する「全体の奉仕者」と規定されています。だから公務員は、住民の暮らしに寄り添い仕事をするのが求められています。日野町役場の職員もそうした思いで仕事をしています。格差と貧困が広がる強い者勝ちの社会、「儲かればいい」「安ければいい」とう市場競争至上主義の社会を変えましょう。リーマンショックや3・11東日本大震災を経験したこの国の人々は、人と人との絆を広げ、支え合って生きる社会、誰もが幸せになる社会の実現を願っています。そのために町民の皆さんと役場行政がしっかりと手をつなぎ、力を合わせて、さらに元気であたたいかいます。どうかよろしくお願いします。